

一般来園者向けプログラム 実施基準

一般来園者向けにプログラムを実施するための基準を次のとおり定める。

① パートナー登録・利用申請

- ・本施設にて一般来園者向けプログラムを実施するパートナー登録を行う。
- ・パートナー登録した者は、利用月の6ヶ月前（公園マネジメント会議の会員が実施する場合は12ヶ月前）の1日（施設休業日の場合は翌日）から前日の午後3時まで、電話での仮予約を行い、施設利用申請書を提出するとともに、実施内容、方法等について記念公園管理事務所と打合せを行う。

② プログラムの内容

- ・プログラム等（講座、展示、発表会等）の内容は「交流」と「環境」のテーマを原則とするが、これ以外にも協議の上、一般利用者が安全安心に楽しめるプログラムも可とする。

③ プログラムの実施場所

- ・主に体験学習室、多目的室、多目的スタジオを使用するものとする。また、広場（屋内）や屋上の使用も必要に応じ指定管理者と協議し、使用できるものとする。

④ プログラムの参加費

- ・プログラムのうち、材料、講師料および傷害保険等がかかるものについては、実費相当の参加費を設けるものとする。なお、参加費の徴収は、プログラム実施者が行うものとする。
- ・部屋の使用料等はプログラムの実施にあたっては無料とする。

⑤ プログラムの参加者募集

- ・プログラムの参加者募集や広報の支援を行うが、申し込み先は原則プログラム実施者とする。

⑥ プログラムの安全管理等

- ・プログラム実施者はプログラムの終了後速やかに利用報告書を作成し、提出する。
- ・プログラムの実施が、他の公園利用者の迷惑とならないよう十分注意するとともに、プログラム実施者の責任において善良なる管理を行うものとする。また、プログラム中の安全管理には十分配慮し、特に低年齢層の利用者の安全に留意する。なお、業務上の事故（不慮の事故を除く）についてはその責はプログラム実施者が負うものとする。
- ・業務中における地震火災等緊急時については本施設の管理者の指示により利用者の安全確保及び避難誘導等について協力するものとする。
- ・個人情報保護及び守秘義務
本業務から知り得た個人情報等は適切に管理し、本業務遂行の目的以外に使用したり、第三者に漏らしたりしてはならない。
- ・プログラム実施中の販売・営業・勧誘行為は控えるものとする。
- ・プログラム実施者は、プログラム実施中、公園より提案及び指導があった場合、これを検討し、適切に対応するものとする。
- ・プログラム参加者を対象にアンケート等を実施するものとする。